

《埼玉県土砂条例※に基づく手続きについて》

農地改良や開発、太陽光パネル設置に伴う造成などで、土砂を用いて土地を埋め立てたり盛土を行ったりする場合や、ストックヤード等を設置する場合は、埼玉県土砂条例に基づく手続きが必要です。

事前に環境管理事務所にご相談ください。



埼玉県のマスコット コバトン

※ 正式名称：「埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例」

手続きが必要な行為

埼玉県内で3,000㎡以上の面積に土砂を堆積する場合→堆積に係る土地の汚染調査結果届出書（様式第2号）

- 「土砂の堆積」とは、山間部の谷地を埋め立てる行為、農地や宅地の造成などで土地を埋め立てる又は盛土を行う行為（整地等の行為も含む。）、ストックヤードなどで土砂を堆積している行為等をいいます。
- 一時的に堆積する場合も「土砂の堆積」に含まれます。
- 同じ事業地内で、土砂を単に分けて堆積する場合も、堆積面積を合計して3,000㎡以上であれば届出の対象となります。
- 他法令（森林法、都市計画法等）の許可等に基づく土砂の堆積については、許可等の処分等に基づく土砂の堆積の届出書（様式第3号）を提出することにより汚染調査が不要となる場合があります。
- 堆積に係る土地の汚染調査結果届出書の未提出又は虚偽の届出を行った場合、罰則（50万円以下の罰金）が科せられることがあります。

窓口

土砂の発生場所または土砂を堆積する区域を管轄する環境管理事務所（裏面参照）

- さいたま市、川越市、川口市、越谷市、桶川市、毛呂山町、嵐山町及び鳩山町の区域での土砂の堆積については県の土砂条例の適用除外となっています。
- 3,000㎡未満の土砂の堆積であっても、市町村の条例等による手続きが必要な場合がありますので、当該市町村にご確認ください。

環境管理事務所

はここにあります

身近な環境問題でお気付きの点がありましたら、お気軽にご相談ください。

● 埼玉県秩父環境管理事務所
〒368-0042 秩父市東町29-20
(秩父地方庁舎内)
電話 0494(23)1511 FAX 0494(23)6679



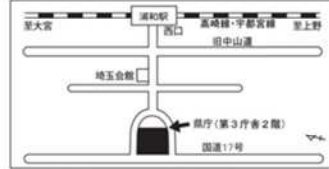
秩父鉄道御花畑駅・西武秩父線西武秩父駅徒歩5分

● 埼玉県東部環境管理事務所
〒345-0025 杉戸町清地5-4-10
電話 0480(34)4011 FAX 0480(34)4785



東武伊勢崎線東武動物公園駅徒歩20分

● 環境部産業廃棄物指導課
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
(第3庁舎2階)
電話 048(830)3121 FAX 048(830)4774



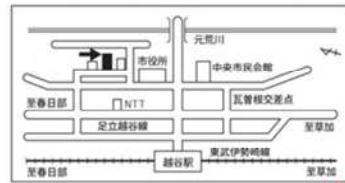
高崎線・宇都宮線浦和駅徒歩10分

● 埼玉県北部環境管理事務所
〒360-0031 熊谷市本広3-9-1
(熊谷地方庁舎内)
電話 048(523)2800 FAX 048(526)3949

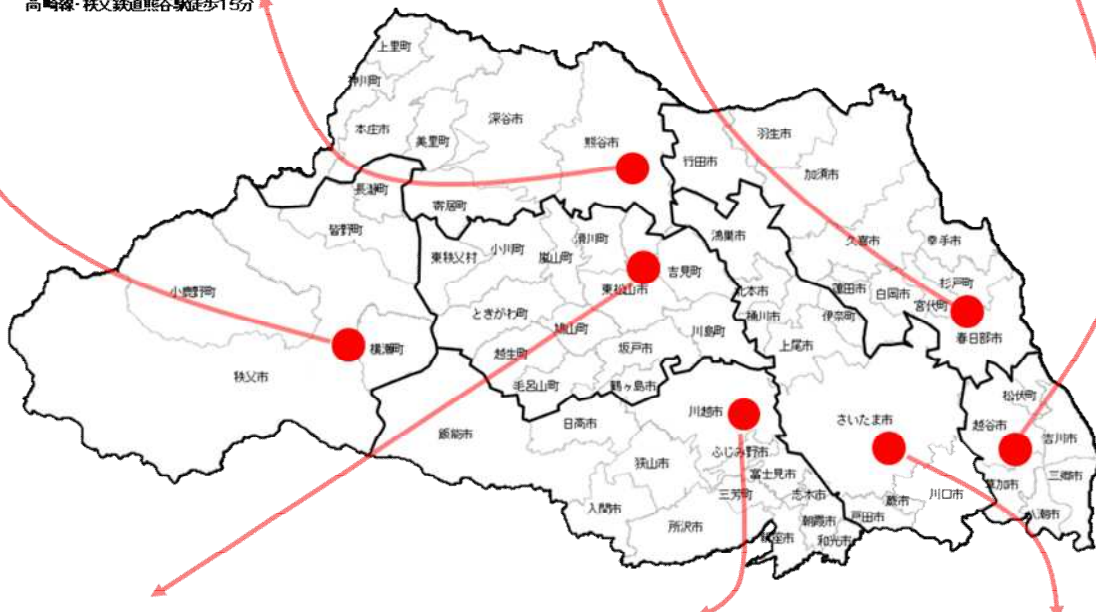


高崎線・秩父鉄道熊谷駅徒歩15分

● 埼玉県越谷環境管理事務所
〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82(越谷合同庁舎内)
電話 048(966)2311 FAX 048(966)5600



東武伊勢崎線越谷駅徒歩10分

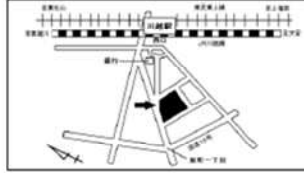


● 埼玉県東松山環境管理事務所
〒355-0024 東松山市六軒町5-1
(東松山地方庁舎内)
電話 0493(23)4050 FAX 0493(23)4114



東武東上線・東松山駅徒歩20分

● 埼玉県西部環境管理事務所
〒350-1124 川越市新宿町1-17-17
(ウェスタ川越公共施設棟4階)
電話 049(244)1250 FAX 049(246)7885



川越線・東武東上線川越駅徒歩5分

● 埼玉県中央環境管理事務所
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5(浦和合同庁舎内)
電話 048(822)5199 FAX 048(822)5139



京浜東北線北浦和駅徒歩10分



埼玉県のマスコット さいたまっち

埼玉県ホームページ（土砂の堆積による土壌の汚染の防止）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/sanpai-zando.html>